HIKARI 光通信・知財の窓
－光内外特許事務所－
2月号
2015・2・10

所長・弁理士 中谷 光夫
東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル５F
TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785
hikari.naigai@mbr.nifty.com
http://www.hikari-naigai.com/

普及促進を狙う　▽トヨタ▽

燃料電池車の特許を無償公開

トヨタ自動車は、世界で保有する燃料電池車（FCV）に関する約5680件の関連特許を自動車メーカーや部品メーカーなどに無償で公開すると発表した。

トヨタは単体で保有する燃料電池車の特許を提供し、グループの部品メーカーが持つ特許は対象外とする。発電装置のスタックと燃料タンク、システム制御関連の計5610件は2020年末までの特許実施権を無償とする。燃料補給に使う水素ステーションの約70件の関連特許は公共性が高いとして無制限で無償提供する。

トヨタは昨年12月、世界の自動車メーカーで初めて一般向けのFCV「MIRAI（ミライ）」を発売。しかし、水素ステーションの整備が進んでいないなど本格的な普及には壁が高い。政府目標では、FCVの普及率は2020年で全体の１％以下に過ぎない。このためトヨタは特許の無償公開で企業や業界を越えた開発を後押しする必要があると判断した。

産学連携等の実施調査　▽文部科学省▽

大学の特許収入が過去最高に

文部科学省は、「平成25年度の大学等における産学連携等の実施状況について」を公表した。

それによると、2013年度の民間企業からの研究資金等受入額（共同研究・受託研究・治験等・特許権実施等収入・その他知財実施等収入）は、約695億円と前年度に比べ約67億円増加し、過去最高額となった。

また、特許権実施等収入額は約22.1億円と前年度より約6.5億円増加し、初めて20億円を越え過去最高額となった。特許権実施等件数は9,856件となり、1,048件増加した。

民間企業との共同研究に伴う「１件当たりの研究費受入額」は、約218万円と、前年度に比べて約16万円増加し、５年前の同水準となった。

異議申立て制度の創設など　▽政府▽

改正特許法等など4月1日施行

政府は昨年の通常国会で成立した「平成26年改正特許法等」の施行に関係する政令を閣議決定した。平成27年４月１日施行。

■主な改正内容■

・特許法関係

特許異議の申立て制度の創設…特許権の早期安定化を可能とするため簡易かつ迅速な審理が可能な特許異議の申立て制度を創設。

・特許異議申立て制度と無効審判制度・

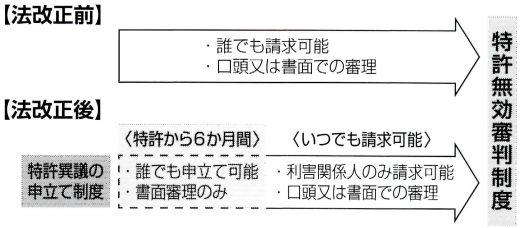

救済措置の拡充…国際的な法制度にならい出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする等の措置を講じる。

・意匠法関係（施行期日はジュネーブ改正協定の日本における発効日）

複数国に意匠を一括出願するための規定の整備…「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（加入に向けて準備中）に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図る。

・商標法関係

保護対象の拡充…色彩や音といった商標を保護対象に追加。

・国際出願法関係

手数料の納付手続の簡素化…特許協力条約に基づく国際出願をする場合の他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付できるようにする。

解説

特許法102条２項の損害額の算定方法

平成24年（ネ）第10015号 特許権侵害差止等本訴、損害賠償反訴請求控訴事件（知的財産高等裁判所　平成25年2月1日　大合議判決言渡）

第１　事案の概要

発明の名称を「ごみ貯蔵機器」とする本件特許権（特許第4402165号）を有する一審原告が、一審被告に対し、一審被告が輸入・販売する紙おむつ用のごみ貯蔵カセットは本件特許権等を侵害するとして、一審被告製品の輸入販売等の差止め及び廃棄、並びに損害賠償を求めた。

主な争点は、一審被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属するか（争点１）、一審被告の本件特許権侵害による一審原告の損害額の算定方法（争点２）である。

原判決（東京地裁　平成21年（ワ）第44391号（本訴）、平成23年（ワ）第19340号（反訴））は、争点１について、一審被告製品は、本件特許発明の技術的範囲に属し、本件特許権を侵害すると判断した。争点２について、特許法102条２項の適用には、特許権者が特許発明を実施していることを要するとの立場から、一審原告は、本件特許発明の実施をしていないとして、同項による損害額の推定は認められないと判断し、同条３項に基づき、実施料相当額の損害を認容した。

本判決は、争点１についての原判決の判断を是認した上で、争点２で原判決の損害賠償認容額を変更した。

この解説では、争点２についてのみ紹介する。

第２　判決（要旨）

被告製品は本件特許発明の技術的範囲に属する。

原判決の損害賠償認容額を変更する（増額する）。

第３　判決の理由

１　特許法102条２項を適用するための要件について

特許法102条２項は、「特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者が受けた損害の額と推定する。」と規定する。

特許法102条２項は、民法の原則の下では特許権侵害によって特許権者が被った損害賠償を求めるためには特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。

このように、特許法102条２項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であって、その効果も推定にすぎないことからすれば、同項を適用するための要件を、殊更厳格なものとする合理的な理由はないというべきである。

したがって特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条２項の適用が認められると解すべきであり、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。

そして、後に述べるとおり、特許法102条２項の適用に当たり、特許権者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではないというべきである。

２　本件についての判断

一審原告は、Ａ社との間で販売店契約を締結しこれに基づき、Ａ社を日本国内における一審原告製品の販売店とし、Ａ社に対し、英国で製造した本件特許発明に係る一審原告製カセットを販売（輸出）している。Ａ社は、一審原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売している。そこで、一審原告は一審原告製カセットを日本国内販売しているといえる。

一審被告は、一審被告製品を日本国内に輸入し、販売することにより、一審原告とごみ貯蔵カセットに係る日本国内の市場においてＡ社のみならず一審原告とも競業関係にあり、一審被告の侵害行為（一審被告製品の販売）により、一審原告製カセットの日本国内での売上げが減少していることが認められる。

一審原告には、一審被告の侵害行為がなかったならば、利益が得られたであろうという事情が認められるから、一審原告の損害額の算定につき、特許法102条２項の適用が排除される理由はないというべきである。

一審被告は、特許法102条２項が損害の発生自体を推定する規定ではないことや属地主義の原則の見地から、同項が適用されるためには、特許権者が当該特許発明について、日本国内において、同法２条３項所定の「実施」を行っていることを要する、一審原告は、日本国内では、本件特許発明に係る一審原告製カセットの販売等を行っておらず、一審原告の損害額の算定につき、同法102条２項の適用は否定されるべきである、と主張する。

しかし、特許法102条２項には、特許権者が当該特許発明の実施をしていることを要する旨の文言は存在しないこと、同項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられたものであり、また、推定規定であることに照らすならば、同項を適用するに当たって、殊更厳格な要件を課すことは妥当を欠くというべきであることなどを総合すれば、特許権者が当該特許発明を実施していることは、同項を適用するための要件とはいえない。

特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条２項の適用が認められると解すべきである。

したがって、本件においては、一審原告の上記行為が特許法２条３項所定の「実施」に当たるか否かにかかわらず、同法102条２項を適用することができる。また、このように解したとしても、本件特許権の効力を日本国外に及ぼすものではなく、いわゆる属地主義の原則に反するとはいえない。

以上のとおり、一審被告の主張は採用することができず、一審原告の損害額の算定については、特許法102条２項を適用することができ、同項による推定が及ぶ。

第4　考察

特許法102条２項は、特許権侵害のあったとき、損害賠償請求する際に、侵害者が侵害行為により得た利益の額を、特許権者等が受けた損害の額と推定することを規定している。

特許法102条２項の適用に関し、特許権者等において、特許発明を実施していることを要件とするか否かについて、裁判例および学説上解釈が分かれていた。

知財高裁は、大合議事件として審理し、本判決で、特許法102条２項の適用について、特許権者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではなく、特許権者に、侵害者による特許権侵害がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、同項の適用が認められると解すべきであるとした。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われるので紹介した。

以上

■トヨタFCV特許■

異例の特許公開戦略 インフラ整備、業界標準狙う

トヨタ自動車の燃料電池車（FCV）関連特許の無償公開―。水素と酸素を化学反応させて発電しモーターを動かすFCVは、走行中に水しか排出しないため、次世代の「究極のエコカー」とも称されている。では今回、これからの自動車業界のスタンダードを争う先端技術の特許をなぜ無償公開するのか。

現在、トヨタのリードは圧倒的だ。昨年12月には世界初となるFCVを世界に先駆けて一般発売した。開発当初は１台１億円ともいわれたFCVだが、売り出した「MIRAI（ミライ）」は723万円。政府も約200万円補助するが、それでも未だ高額であることは否めない。

また、FCVは既存のガソリンスタンドでは水素を充填できないため、専用の水素ステーションの設置が急務となっているが、複雑な構造で建設コストもかかることから、現在、国内には大都市を中心に数えるほどしかない。政府は補助金や規制緩和で普及を後押しするが、建設には膨大なコストと時間がかかるため、トヨタだけで十分な数の水素ステーションを建設することは非現実的であり、MIRAI一車種のためだけに多大な先行投資をすることには大きなリスクを伴う。

そこで注目されるのが、トヨタが無償公開する約5680件の特許のうち、水素ステーション関連特許の約70件については無期限で無償公開、燃料電池関連特許の無償公開は2020年末までの期限付きとなっている点だ。

先端技術などは特許の壁を築き、他社が追随できないようにして事業を独占するという考え方が一般的だ。しかし、FCV普及のためには、ガソリンスタンドのように、街中のいたるところで水素を充填できるようなインフラを整備することが不可欠となる。だが、他社の技術が上がってくるまで待っていては、次世代車のスタンダードを電気自動車（EV）に奪われてしまったり、他の画期的な電池が開発・量産化されれば、FCVは一気に不利な立場に追い込まれかねない。そこで特許を公開することで他社の参入を促してインフラを共同して整備し、数社で競合できるような市場を創りあげていきたいというのがトヨタの狙いであり、水素ステーション関連の特許だけが無期限となっている理由だ。

環境問題やエネルギー問題解決の糸口ともなるFCV。今後の次世代車のスタンダードとなり得るのか大変注目される。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「営業秘密110番」を新設 警察庁などとも連携

～２月から相談受付け～

特許庁は中小企業からの営業秘密・知財戦略に関する相談窓口「営業秘密110番」を独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に新設した。２月から相談を受け付けている。

近年、企業が生み出した技術について、他社に使わせるオープン戦略と自社で独占するクローズ戦略とを適切に組み合わせるなど、より複雑かつ高度な知的財産戦略を策定することが重要となっている。

こうした企業の知的財産戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、特許庁は主に中小企業を対象として、営業秘密・知財戦略に関する相談窓口を新設した。特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出などに関する相談に対応するという。

全国47都道府県（57か所）に存在する知財総合支援窓口と連携する。また、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃など情報セキュリティ対策に関する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携して対応する。

詳しくは（独）工業所有権情報・研修館
http://www.inpit.go.jp/consul/tradesecret/26fytoiawase.html

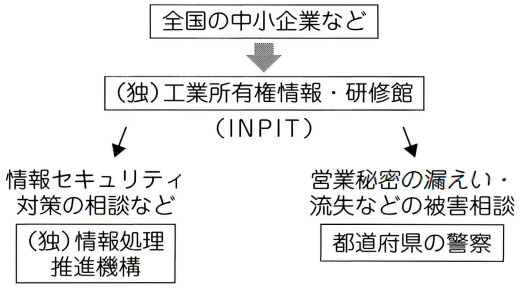

審　決　紹　介

商標「川越七福神」は、地域振興の為の観光資源の一つとして公益的な事業の遂行に使用されている事実は見出せず、川越地域の特産品や土産物に表示して地域の活性化を図るための具体的活動に使用されている等の実情も見当らないから、これをその指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するとはいえない、と判断された事例（不服2013-23406、平成26年7月31日審決、審決公報第177号）

１　本願商標

本願商標は、「川越七福神」の文字を標準文字で表してなり、第30類に属する商品を指定商品として、平成24年12月28日に登録出願、その後、本願の指定商品については、最終的に、第30類「川越市及びその周辺地域産の菓子，川越市及びその周辺地域産のパン」と補正されたものである。

２　原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は『埼玉県中部の市。』を意味する『川越』の文字と『七柱の福富の神。大黒天・蛭子・毘沙門天・弁財天・福禄寿・寿老人・布袋。』を意味する『七福神』の文字を組み合わせて『川越七福神』と標準文字で表してなる処、近時、全国各地において、その地域の七福神をまつる寺社巡りが、信仰や観光の対象となっていることから、全体として『埼玉県川越市地域にある寺社にまつられている七福神』程の意味合いを容易に把握させるものである。また、川越地域において当該七福神を巡るコースが、観光スポット等になっていることからすると、その地域の名所の名称である本願商標を、該観光地域の川越市や上記寺社と何ら関係のない出願人が自己の商標として採択・使用することは商道徳に反するため穏当ではない。従って、本願商標は商標法第４条第１項第７号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

３　当審の判断

本願商標は「川越七福神」の文字を標準文字で表してなる処、構成中の「川越」の文字は「埼玉県中部の市である川越」の意味を有し、また『七福神』の文字は「七柱の福富の神」の意味を有するものであるから、全体として「埼玉県川越市の七柱の福富の神」程の意味合いを理解させるものである。

ところで、「七福神」である「大黒天・恵比寿（恵比須，蛭子）・毘沙門天・弁財天・福禄寿・寿老人・布袋」の神をまつる寺社が全国各地に存在することは、広く知られており、埼玉県川越市においても、七福神をまつる寺社が存在していることが窺える。

しかし乍ら、当審において職権により調査するも、「川越七福神」の文字が、地域振興のための観光資源の一つとして公益的な事業の遂行に使用されている事実は見出せず、また、川越地域の特産品や土産物に表示して地域の活性化を図るための具体的活動に使用されている等の実情も見当らない。

そうすると、本願商標は、これを指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するということはできない。

したがって、本願商標が商標法第４条第１項第７号に該当するとした原査定は、妥当ではなく、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

商標「山内農場」は、「山内氏による農場」程の意味合いを認識させる場合があるとしても、補正後の指定役務との関係においては、自他役務の識別機能を有する、と判断された事例（不服2013-18272、平成26年７月31日審決、審決公報第177号）

１　本願商標

本願商標は「山内農場」の文字を書してなり、第31類、第35類及び第43類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務として、平成24年４月６日に登録出願され、その後、指定商品及び指定役務については、第43類「飲食物の提供，飲食物の提供に関する指導・助言・情報の提供，会議のための施設の提供」と補正されている。

２　原査定の拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は『山内農場』の文字を普通に書してなる処、構成中の『山内』の文字は、日本人におけるありふれた氏の中の一つに含まれるから、全体として『山内氏による農場』の意味合いを認識させるに止まり、これを本願指定役務に使用しても、全国に多数存在する山内氏の内いずれかによるものか判別することができず、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標と認める。従って、本願商標は商標法第３条第１項第６号に該当する」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

３　当審の判断

本願商標は「山内農場」の文字を標準文字で表してなる処、該文字から「山内氏による農場」程の意味合いを認識させる場合があるとしても、補正後の指定役務との関係においては、自他役務の識別機能を果たし得ないというべき事情は見出せないから、本願商標は需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第３条第１項第６号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お　し　ら　せ

◉商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和30年	商標登録第 467826号～第 468720号
〃 40年	〃 第 680092号～第 682700号
〃 50年	〃 第1129138号～第1138995号
〃 60年	〃 第1787302号～第1797300号
平成７年	〃 第2708401号～第2709198号
平成７年	第3056803号～第3065399号
平成17年	〃 第4875490号～第4884577号
各年の７月１日～７月31日までに設定登録された商標権	

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前６ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後６ヶ月は登録申請できます）。

平成９年４月１日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

◉特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から３年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成24年３月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは２月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◉特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第１年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm

◉特許、商標の出願状況

	特　許	商　標
26年11月分	23,319	9,656
前　年　比	91％	104％

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm